

堺市公報 号外第4号	平成30年10月3日発行
堺市公報	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
< 条例 >	
○堺市重度障害者医療費助成条例の一部を改正する条例 【健康福祉局生活福祉部医療年金課】	3
○堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 【健康福祉局生活福祉部医療年金課】	4
○堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例 【選挙管理委員会事務局】	6
○堺市監査委員条例の一部を改正する条例 【監査委員事務局監査課】	7

本号で公布された条例のあらまし

- 堺市重度障害者医療費助成条例の一部を改正する条例（平成30年条例第46号）
所得税法の一部改正を踏まえた用語の改正を行うもの

- 堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例（平成30年条例第47号）
子どもに係る医療費の一部の助成の対象となる子どもの範囲（現状：15歳未満の者及び15歳に達した日からその日以後における最初の3月31日までの間にある者）を拡充し、18歳未満の者及び18歳に達した日からその日以後における最初の3月31日までの間にある者とするもの

- 堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（平成30年条例第48号）
公職選挙法の一部改正を踏まえ、市議会の議員における候補者の選挙運動用ビラの作成に係る費用を公費で負担する場合の限度額及びその手続について定めるもの

○堺市監査委員条例の一部を改正する条例（平成30年条例第49号）

議員のうちから選任する監査委員の数を定める規定における法の条項の引用について整理するもの

条 例

堺市重度障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年10月3日

堺市長 竹 山 修 身

堺市条例第46号

堺市重度障害者医療費助成条例の一部を
改正する条例

堺市重度障害者医療費助成条例（昭和48年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第2条の2第2項の規定は、平成30年1月1日から適用する。

堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年10月3日

堺市長 竹山修身

堺市条例第47号

堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

堺市子ども医療費助成条例（平成5年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「15歳」を「18歳」に改める。

第5条ただし書中「保護者」の次に「(当該対象者が婚姻により成年に達したものとみなされる者（以下「成年擬制対象者」という。）である場合については、当該対象者。次条において同じ。)」を加える。

第6条ただし書中「前条第1項ただし書」を「前条ただし書」に改める。

第11条を次のように改める。

(届出義務)

第11条 受給者の保護者（当該受給者が成年擬制対象者である場合については、当該受給者。第14条及び第15条において同じ。）は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、当該受給者の保護者（当該受給者が成年擬制対象者である場合については、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者）は、速やかに市長に届け出なければならない。

第13条中「保護者」の次に「(当該適用を受けようとする者が成年擬制対象者である場合については、当該適用を受けようとする者)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の堺市子ども医療費助成条例（次項において「新条例」という。）の規定は、施行日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例第6条、第7条、第11条、第13条及び第14条の規定による申請等に必要
な手続その他の行為は、施行日前においても、これらの規定の例により行う
ことができる。

堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年10月3日

堺市長 竹山修身

堺市条例第48号

堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の
公営に関する条例の一部を改正する条例

堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成20年条例第14号)の一部を次のように改正する。

題名中「堺市長」を「堺市議会議員及び堺市長」に改める。

第1条中「市長」を「市議会議員(以下「議員」という。)及び市長」に改める。

第2条中「市長」を「議員及び市長」に改める。

第3条中「委員会」を「市委員会」に、「委員会に」を「、議員の選挙にあつては当該選挙区の選挙管理委員会を經由して市委員会に、市長の選挙にあつては市委員会に」に改める。

第4条及び第6条中「委員会」を「市委員会」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

堺市監査委員条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年10月3日

堺市長 竹山修身

堺市条例第49号

堺市監査委員条例の一部を改正する条例

堺市監査委員条例（昭和39年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第196条第1項」の次に「及び第6項」を加える。

第3条中「第196条第5項」を「第196条第1項本文及び第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。